

## りんご黒星病撲滅のための国の取組を求める意見書

(発議第1号・原案可決)

りんご黒星病は、平成28年に津軽地域において多発し、治癒効果があるEBI剤の効果低下しているため、EBI剤を使用しない薬剤防除や、菌密度を低下させるための被害を受けた落葉並びに葉、幼果を処理する耕種的防除に取り組んできたが、本年は、園地によるバラツキがあるものの、昨年より発生が増加傾向となっている。

生産者は、関係機関の指導や防除暦に基づいて、これまで10日間隔の薬剤散布を守り対応してきた。しかしながら、園地によっては新梢の葉や果実に感染が拡大している状況にあり、出来秋に強い不安を抱いている。また、薬剤散布回数が増え、防除費用の増加とともに耕種的防除にも限界があり、治癒効果がある新規防除薬剤の早期開発が望まれている。

りんご黒星病のまん延は、1千億円の販売額を誇る本県りんご産業に深刻な状況をもたらし、輸出拡大や関連産業にも大きな影響を与えるものである。

こうした状況を克服するためには、国をはじめ、県や市町村、りんごに関わるあらゆる機関が結束し、早急に対策を講じることが必要である。

国においては、りんご黒星病の早期撲滅を図るため、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 りんご黒星病に治癒効果のある薬剤の早期開発を促すこと
- 2 EBI剤等の薬剤を使用しない薬剤防除体系を早期に確立すること
- 3 りんご生産者の防除費用の増加に要する経費を支援対象とすること
- 4 耕種的防除のための作業効率の高い被害落葉の収集機を早期に開発すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月29日

青 森 県 議 会